

第12回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和3年3月12日（金）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は10名であります。早川久衛君から遅刻の旨の届出があり、これを受理しております。会議は成立をしております。

細井町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、日程に従い、本日の審査を始めます。

本日は、健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の審査を行います。

それでは、健康福祉課の審査を始めます。関係する保険税等の関連で、税務課の審査も一緒に行います。

健康福祉課の審査は、議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算のほか、議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算、議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算の3特別会計も対象となります。

それでは初めに、健康福祉課が所管する一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課です。

本日出席をしております健康福祉課の職員を紹介します。廣田保健師長です。刈田副主幹です。深澤課長代理です。そして、私、新田です。どうぞよろしくお願いたします。

健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計になります。一般会計では、2款総務費、3款民生費、4款衛生費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、病院事業の4特別会計合わせた繰出金5億9,930万3,000円を含め、合計で13億2,979万2,000円と、前年度に比較し407万4,000円の増となっております。ほかに特別会計として、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険と3特別会計の合計21億1,170万3,000円を合わせて、34億4,149万5,000円の予算規模となっております。

それでは初めに、一般会計予算の概要について説明させていただきます。健康福祉課分として抜粋した予算書をご準備願います。健康福祉課の主な事業について、令和3年度から新たに取り組む事業、前年度から変更した事業など、歳出を中心に説明をさせていただきます。

抜粋予算書4ページをお開きください。歳出、2款総務費の総額は、前年度比28万1,000円の増の33万円です。1項5目、総務費、財産管理費、12節委託料26万7,000円は、現在太田老人福祉センター1階にあります国民健康保険連合会ネットワーク回線などをサーバー室に移設するために係る業務委託料になります。

3款民生費の総額は、前年度比2,831万8,000円増の9億3,725万3,000円です。5ページをお開きください。3款1項1目、民生費、社会福祉総務費、社会福祉総務事務費、12節委託料6万7,000円は、令和3年度の税制改正などに伴い、医療費給付システムを改修するために係る業務委託料になります。

福祉バス管理費、10節需用費70万円のうち修繕料60万円は、福祉バス2台の車検に伴う修繕費などになります。

6ページを御覧ください。NPO法人人材バンクにしわが補助事業400万円は、これまで2項高齢者福祉費、西和賀町シルバー人材センター事業として管理運営費を補助しておりましたが、シルバー人材センターを解散し、人材バンクにしわがに業務を引き継ぐことから、管理運営費として補助するものです。

国民健康保険特別事業への繰出金は、前年度比607万7,000円増の6,110万1,000円、介護保険事業への繰出金は前年度比523万9,000円増の2億4,048万3,000円になります。

2目高齢者福祉費、巣郷老人憩の家管理費111万2,000円は、これまで管理運営業務を委託料として計上しておりましたが、公共温泉施設の検討を踏まえ、温泉施設以外の活用、売却など、今後の方針が決定するまでの期間分の施設の維持管理経費を計上しております。

7ページをお開きください。老人医療費給付事業4,117万5,000円は、令和3年度からの制度改正に伴い、医科は66歳以上、歯科は70歳以上の方を対象に医療費の一部を給付する事業に係る経費になります。

8ページを御覧ください。生活支援ハウス運営事業1,441万6,000円は、これまで悠々館管理運営事業、かたくりの園管理運営事業と別々の事業で計上していたものを生活支援ハウス運営事業として整理するものです。

成年後見センター運営事業255万6,000円は、認知症や知的障害者など判断能力が不十分となった方の自己決定を尊重し、財産や権利を守り、支援を目的としている成年後見制度の利用を促進するための事業などを行うため、成年後見センターを設置し、運営に係る業務委託料になります。これまで市民後見推進事業として業務委託してきた事業については、成年後見センターの事業の一つとして引き続き推進していくこと

を予定しております。

後期高齢者医療制度事業への繰出金は、前年度比67万7,000円増の1億5,464万5,000円になります。

9ページをお開きください。3目障害者福祉費、障害者福祉事務費、18節、岩手県精神保健福祉大会負担金3万円は、令和3年度第47回岩手県精神保健福祉大会が北上市で開催されることに伴い、大会の負担金として計上しております。

13ページをお開きください。4款衛生費の総額は、前年度比2,452万5,000円減の3億9,220万9,000円です。4款1項1目、保健衛生総務費、保健衛生総務事務費、12節委託料89万1,000円のうち82万5,000円は、ロタウイルス予防接種副本登録などに伴い、健康管理システムを改修するために係る業務委託料になります。

15ページをお開きください。母子保健事業、7節報償費35万円のうち講師謝礼に新生児訪問の際に同行する助産師への謝礼を新たに計上し、13節使用料及び賃借料26万4,000円は、スマートフォンで妊娠、出産、子育てまでサポートができるアプリ、子育て支援アプリ情報配信サービスの導入に係る使用料を計上しております。

乳幼児健診事業、16ページ、17節備品購入費6万1,000円は、乳幼児健診の際に使用するデジタル体重計を新たに購入する経費になります。

17ページをお開きください。さわうち病院事業への繰出金は、前年度比4,003万4,000円減の2億6,370万9,000円になります。

2目予防費、18ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,079万4,000円は、ワクチン接種に係る事務経費になります。

20ページを御覧ください。健康づくり事業、10節需用費41万4,000円のうち修繕費12万円は、車両1台の車検に伴う修繕費などになります。

最後に、予算説明書では一般会計の事業について、25ページから49ページまでに事業ごとの予算、事業費の内訳など概要を記載しております。

すので、御覧ください。

一般会計の予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費の質疑を許します。

高橋宏君。

8番 今課長の説明の中にもあったのですけれども、シルバー人材センターがNPOのほうに移管するというお話がありました。たしかシルバー人材センターではできないことが、このNPO人材バンクのほうにしたほうがいろいろとサービスが広がるということでしたので、実際どのように今までとは違うようなサービスが行われるのかについて伺います。

新型コロナウイルスワクチンの接種事業についてなのですけれども、65歳以上の方には希望のはがきが届けられて、これから日程が決まっていくと思うのですけれども、テレビなどを見ているとワクチン1瓶で5回から6回の接種だというふうに言われております。これから実際日程が決まって、接種日が決まると思うのですけれども、予定していた方が急に来られなくなったりとか、来ても熱が出て接種できないとか、そういう場合に、ワクチンせっかく1瓶から5回から6回ということですので、1人分余るとか、何か非常に保管に厳重な、冷凍で保存しなければいけないというようなことがあったので、予定日に接種できなくてもそのワクチンが無駄になるようなことはないのか、そういう対策は取られているのかについてお伺いたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 シルバー人材センターがこれまでできなかったことの事業に対して、NPO法人の人材バンクにしわがでできる事業についてお答えをしたいと思います。

これまでシルバー人材センターのほうでは、まず仕事について、業務内容について、例えば

管理業務だとか、それからあと派遣というか、実際何時から何時に来ていただいて、この業務をしてくださいというような業務内容しかできなかったのですけれども、いろいろと指示をしながら、その場で指示をしてやる業務、それからあと危険だというところでこれまで高所、1メートル以上の高いところでの作業などもちょっと危険だということではできなかったものもありますので、その点については幅広くできるかなと思っておりまして、これまでシルバーというところで年齢的にもある程度制限をかけていたところ、人材バンクということになりますので、年齢的な部分についても若い方も派遣できるような形になっていきます。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 コロナワクチン接種の無駄にならないような対策を考えているかというご質問についてお答えいたします。

西和賀町では、コロナワクチン接種につきましては集団接種をまず予定しております。そして、会場はディープフリーザーが昨日設置されましたさわうち病院を予定しております。コロナワクチンは、冷凍でまず配送されまして、室温に置きますと30分で解凍になると言われております。そういったことから、人の流れを見ながらその辺りの人員の配置を手厚くしまして、無駄にならないような解かし方というのですか、そういった形で考えております。

ただ、1人が余ったり、2人分が余ったりというふうなときには、申し込んでいる方でもしかして今日は都合がつかないかなというような方がいらしたら電話をしたり、その都度、その状況で対応をしていきたいと考えておりますし、またその場で職員が配置されておりますので、その頃には優先接種の順位とかも市町村に合わせた形でできるというふうな流れにもだんだんできておりましたので、そういった形で従事している職員が接種を行うことも考えられます。そういったことで、無駄にならないような方法

を考えておりますし、住民の皆さんにもなるだけ日程を調整して、その日に合わせてぜひ受けていただきますようお願いしたいと思います。ただし、体調の悪い場合は、遠慮していただくのが当然でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 刈田敏君。

1 番 今のワクチンに関連してなのですが、時間的なことで前回まだいろいろ未決定の部分があったような感じでしたけれども、現時点で時期的なものが分かれば、それご説明をお願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 医療従事者についてではなくてよろしいですね、高齢者、どちらも。

医療従事者につきましては、まず県からワクチン供給量がそれぞれ医療従事者は医療従事者ということで配給量の通知が来ます。その通知が来次第、さわうち病院のほうと県との方法で接種日程を調整しながら検討していくところなのですが、医療従事者については今のところまだ配給の時期の正式なところが来ない状況ですので、そちらについてはまだ現在未定のような状況になっております。

65歳以上の方々につきましては、第1弾から第4弾までというところで配給量が決定されまして、そちらの市町村への配分についても今最終調整を県のほうでしております、近日中に公表になるということになっております。それを受けまして町のほうでは、4月の第1週から配給というか、供給が来ますので、その日程に合わせて町のほうでは4月の下旬以降集団接種、それから高齢者施設への接種を今現在検討しているところになります。

65歳以下については、まだ未定というところになっております。

委員長 刈田敏君。

1 番 65歳以上の分で4月の後半からということですが、基本的には病院に行って接種するということなのですか、その辺をお伺いし

ます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 65歳以上の方々については、まず高齢者施設に入所していらっしゃる方々については高齢者施設で今現在接種体制を整えているところになります。

そして、その方以外の方は、今現在集団接種をさわうち病院を会場として検討を進めておりますので、さわうち病院での集団接種を考えております。あと、訪問というか、在宅で寝たきりの方もいますので、その方々については町内の医療機関の先生方から、訪問診療の際に接種というところも今検討をしているところになります。

あと、ある程度人数が落ち着き次第、個別接種についてもちょっと町のほうでは、個別ということでまず医療機関、各町内の診療所等での接種についても、その辺りについても今後検討していきたいと考えているところです。

委員長 刈田敏君。

1 番 在宅の分等、病院に来ない人の分の予算はどのような形になって、この委託料で全体できるということになっているわけですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 接種の委託料については、1件当たり金額が決まっております、その接種の金額が2,070円に消費税という形になっておりますので、そちらの掛ける人数分ということになっておりますので、在宅で訪問で受けられる方の費用だとかもその中に含まれています。

委員長 高橋和子君。

4 番 説明書の46ページの上段のがん検診と、それから48ページ上段の人間ドックの検診で、昨年の総括を踏まえて予算化していると思いますが、受診者をもっと上げて病気の予防につながるということだと思いますので、そういった点で受検率をどのようにして上げるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 検診についてのお尋ねでした。まず、がん検診のほうですけれども、集団の検診につきましては合理的な方法というか、費用対効果を今検診機関から求められるようになってきております。地域でなるだけ受けやすい環境で、そういった環境づくりをつくっていきたく思ってきておりましたけれども、1台当たり何人の検診者数が必要だというふうなことで求められて、なかなかその目標値に届かないとなると日数を減らしていかなければいけないという現状がありまして、その辺りで検診期間、なるだけ日数を減らさない形で行ってきているのですが、令和3年度につきましてはまず日数を減らさない形で令和2年度と同様な日数で行えるようになっております。

そして、受診者につきましては、3年未受診の方々には通知を別の色の封筒で送ったりしながら受診勧奨を行っております。その効果が若干現れております。数字につきましては、ちょっと今日は持ち合わせておりませんが、そういった未受診者対策は行ってきております。

あと、人間ドックにつきましては、30歳以上の方から受けられるような仕組みをつくっておりますけれども、これにつきましては毎年受けられる方、2年に1回受けられる方というふうなことで、新しく受けられる方は30人から60人とちょっと幅があるのですけれども、そういった形で人間ドックも多くの方に受けていただけますように、対象者の方には2月にご案内を差し上げております。そういった形で、人間ドックも多くの方に受けていただくような案内をしております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 検診率を上げるときに、対象者をきちっと把握しておられるのだろうと思いますが、そういった点でどういう工夫をされているのか、どういう方を対象者として、その条件あると思うのですが、年齢だけなのか。あと、どこかで

受けていけば、その本人にとっては他機関で受けていけばいいわけなのですが、そういった把握されているのかどうかということと、あと文書を出して、色も変えてというのは一つの工夫だと思いますが、地域に散らばっている対象者なわけですから、保健委員さんや何かそういった組織を利用した形で、住民と一緒に取り組んでいるというふうな形になっているのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 対象者につきましては、まず1日人間ドックにつきましては30歳以上65歳未満の方というふうなことで、がん検診の申込みのところに対象者の方にはドックのご案内も差し上げております。まず自分の健康は自分で守るといった意識を醸成していきたいということから、対象であるという旨を皆さんに差し上げて、毎年確認をさせていただいております。医療機関で私は管理してもらっていますというふうな形の方もいらっしゃいますし、会社で受けますという方もいらっしゃいます。そういった形で皆さんから返信をいただきまして、その辺の管理もしております。

そして、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、地域の保健委員さんが町内に45名いらっしゃいますけれども、保健委員さんからも地域の情報をいただきまして、検診の勧奨をしていただいている現状もあります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 この辺りはいつも申し上げるように、病気を予防するということは将来的に介護の予防にもつながるわけですので、そういったことも含めて住民が理解しながら、必ず検診を受けられるように頑張っていたいただきたいと思いますが、この検診の状況というのはまとめて報告はされると思うのですが、今年度の検診の状況というのは今というか、分かりますか、がん検診とドック検診の検診率は出ていますか。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 まだ集計中でございます。取りまとめ次第、差し上げたいと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 では、集計ができたらぜひ議会のほうにもお願いいたします。

それから、予算書、抜粋のほうの8ページのところにショートステイの予算が載っていますが、これは予算の全部、介護保険のほうにも分けてあるのでしょうか。これだけだとあまり多い金額ではないので、間に合うのかなというような感じがしますが、どうでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 老人ショートステイ事業につきましては、介護保険事業のほうにも短期入所ということでショートステイのほうがありますが、こちらの一般会計にあります老人のショートステイ事業につきましては、在宅介護が困難な高齢者や、それから社会的適応が困難な高齢者の方々が冠婚葬祭などで家を留守にする場合の理由などによって、高齢者を短期間だけ特別養護老人ホームに入所させたいというときに使用ができるということで、特に介護保険の制度をまだ利用していない方々も利用できる部分になります。一部利用者さんの負担もありますけれども、町のほうでは1日5,000円分をそのショートステイの事業のほうに充てておまして、5,000円掛ける何日分ということでこちらのほうに予算の計上をしているところになります。

委員長 高橋和子君。

4番 家庭の負担というのは介護保険と同じでしょうか、割合的には。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今お尋ねのその割合というのは、介護保険の費用の割合と同じぐらいかということでしょうか。

(何事かの声)

健康福祉課長 申し訳ございません。こちらの今ちょっと介護度によってもショートステイの介

護保険のほうにつきましては、利用者さんの負担が、ちょっと値段があれなのですけれども、大体1,000円弱だと思いますけれども、こちらの一般会計のほうの利用者負担については3,000円になっております。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。

それから、その下のほうに成年後見センターということですが、後見人制度の普及ということかなと思っておりますが、これ新年度の活動はどのようになるのかお聞きしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 成年後見センターにつきましては、令和3年の4月に業務のほうを委託しまして事業のほうをお願いしたいと検討しております。まず、主に委託をする業務内容につきましては、新たに広報機能ということで成年後見制度の周知のあたりの広報になります。

それからあと、成年後見ということですので、まず相談の機能、認知症や、それから障害者の方々の能力的にちょっと低下されてきたという方々について、今後の相談ということになります。そして、成年後見制度のまず利用を促進していただくために、さらにそちらの成年後見制度の利用について促進を図っていくということになります。そして、あとは市民後見制度というところの協議会で今まで市民後見の講座で育成をしておりましたので、そちらのフォロー研修、フォロー講座のほうを今もお願いしていただいておりますけれども、そちらについても引き続きお願いをしていただきたいと思います。

それからあと、新たに権利擁護ネットワーク会議というものを、まだちょっとこれは仮の名称なのですけれども、協議会のほうを立ち上げまして、そちらのほうの事務局をしていただくことも検討しております。

委員長 高橋和子君。

4番 かなり深刻なケースも出てきているので

はないかなと推察するのですが、そういったところで業務委託をしてということですが、この委託受ける方というのはどのような方なのかお伺いしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 委託先につきましては、西和賀町社会福祉協議会さんをお願いをしたいと考えております。これまでも市民後見制度の業務のほうの委託業務をしていただいていますし、それから成年後見制度の成年後見人としての活動のほうの実績もあります。そしてあと、今現在日常生活自立支援事業ということで、高齢者や障害者の申請事務の代行や、それからあと金銭管理なども今社会福祉協議会さんのほうで実施しておりますので、そのような実績を踏まえて社会福祉協議会さんのほうに委託を考えているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 何かお伺いすると同じ感じで業務委託にするという、今まではどういう形だったのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 成年後見制度の相談業務については、町といたしますか、健康福祉課と、それから地域包括支援センターのほうで受けております。障害のほうについては健康福祉課、それから高齢者については包括支援センターのほうで受けております。そちらの相談業務を町のほうで、包括のほうで受けて、その対応について町がまず主に進めていたところになります。あと、成年後見制度の利用につながると、実際は後見人さんのほうと利用者さんというか、被後見人さんのやり取りになりますので、そちらのほうの部分について社協さんがやっていたり、あとそれから今弁護士さんとか、社会福祉士さんとかの方々がまず実際に成年後見を利用されているときは、その方々をお願いしているような形になります。

委員長 高橋和子君。

4番 全部行政でやっていた分も受けてもらうということになるような感じで受け止めましたが、それでも行政とのつながりがなくないというのですが、その辺はどんな感じなのですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町長申立てという場合もありますので、こちらについてはこれまでも相談業務をしながら、そして成年後見の利用までつなげていましたので、そのノウハウもこちらのほうにございますので、全てを社会福祉協議会さんをお願いするというわけではなくて、ケースに応じて連携をしながら進めていくという形になります。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから2点ほどお伺いさせていただきますけれども、1点目でございますけれども、コロナのワクチン接種のはがき、大体全体で何枚ぐらい出したというか、その数をお知らせしていただきたいと思っておりますし、そして15日まで返事ということで、最初例えば接種するしないという返事がありますけれども、接種しないという方が考えをちょっと直して接種したいと言った場合は、それはどのような方法になるかということ、その辺をお伺いさせていただきたいと思っております。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 はがきの現在の到着している通数につきましては、まずはがきをこちらからお送りしたのが2,609通になります。3月11日、まず昨日現在で1,929通届いております。大体率にして74%ほどはがきが11日現在で届いている状況になります。集計にちょっと時間要しておりますので、3月8日月曜日の時点で希望したいというのは約92.8%、まず届いている中ではそのような形で回答しておりますので、これから9日以降のはがきの集計をして、どういう状況かあれなのですが、ほぼはがきが届いている分については希望する方が多いなというのを今健康福祉課のほうでは感じているところになります。

す。

そして、はがきを出さないで例えばその後受けたらどうか、はがきを出した後に希望しないと言ったけれども受けたということについて、これからクーポン券、また接種券を町民の皆様にお配りしますので、それを受け取った後に電話、コールセンターも委託で設置しますので、そちらのほうに連絡をいただいて接種の予約をしていただくという形になります。

委員長 高橋輝彦君。

6番 私は、抜粋の15ページ中段の13節、子育て支援情報サービス使用料ということでございます。こちらのサービスいつからやっていらっしゃるのか、失礼なのですがけれども、ちょっと存じ上げなかったのですがけれども、町民の方のお話を聞きますとそういうふうな情報というのはやはり欲しいのだよという話は聞いたことがございます。もしこれに対する反響とかあればお聞きしたいと思います。

それから、あと2点なのですがけれども、説明書の37ページ上段、日常生活用具給付等事業でございます。こちらは、昨年度なかった項目で、事業費内訳の中に住宅改修というものがございます。こちらは、バリアフリーへの改修なのかと思いますけれども、これは総費用の何%とか、上限が20万円までとか、そういうことではないのかどうか。単純に1回の改修に対して20万円を補助するのか、そこをお聞きしたいと思います。

最後、もう一点なのですがけれども、隣の38ページ、上段身体障害者自動車改造費等助成事業です。この事業概要の下の免許取得費助成ということでございます。これで、扶助費ということで10万円ということなのですがけれども、一般の免許取得と同額かかるのかどうかはちょっと分かりませんが、就労等の社会参加の促進をするのだという概要でございまして、もしくはこちらは全額補助というようなことは考えないのかどうか、その部分お聞きしたいと思います。

います。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 それでは、子育て支援情報サービスについてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和3年度新規の事業として計上させていただいております。これは、いわゆる電子母子手帳というふうな表現をしておりますけれども、妊娠から出産、育児までをサポートしていくような仕組みのものです。スマートフォンにそのアプリをダウンロードしまして、そのアプリで町の子育て情報だったり、医療費の助成の手続の方法だったり、そういった情報をすぐに見られるような仕組みのものです。これの導入につきまして、令和2年の10月に町内の保育所や保育園に通っているお子さんの保護者からアンケート調査を行いまして、その中でこういったアプリについては利用してみたい、興味がある、試してみたいと回答をいただいた方が8割だったということから、こういったことで令和3年度の当初予算のほうに計上をさせていただいております。

子育て世代包括支援センターを設置していく上でも、こういった子育て情報をなるべく多くの方に届けるというふうな仕組みをつくりたいと思ひまして、こういったものを考えております。これにつきましては、お母さんだけでなくお父さんも、そしておじいちゃん、おばあちゃんにつきましても子育て情報を得ていただくために、多くの方に利用いただけるのではないかと考えております。

以上です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 日常生活用具給付等事業の住宅改修の20万円につきましては、予算説明書の29ページに高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業というのもありまして、障害者の方が住宅改修をした際に、ちょっと高額な住宅改修をする際に、この40万円で賄い切れない部分について、賄い切れないというのも変ですけ

れども、例えばかなり高額な住宅改修をしなければならぬときに、介護保険のサービスですと住宅改修ということで、要介護者は居宅介護住宅改修費のほうで抱き合わせでやっていますが、障害者についてはまずこちらの日常生活用具給付等事業のほうの住宅改修と抱き合わせで住宅改修ができるという状況になります。ということで、まずこれまでちょっとその分については利用実績ないということで、今のところ見込んで1件ということになっている状況です。あとは、手すりだとか、小規模の住宅改修については、こちらの金額を使用するということになります。

あともう一つ、38ページの身体障害者自動車改造費等助成事業についての免許取得費の助成につきましては、これまで一部負担という形で要綱のほうを制定しておりましたので、こちらについてはまず今のところはその一部助成というところで進めていきたいと考えているところです。また、実績がここ数年免許取得助成についてはないということもありますので、今後につきましては今いただいたご意見を参考に、ほかの市町村の状況を踏まえてちょっと検討はしていきたいと考えております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今の免許取得の件ですけれども、やはり障害者の方はそういう免許取得へのハードルというのはかなり高いのだらうなというふうに思っています。そこで、就労等による社会参加ということ、その部分でこの事業が何らかのきっかけになるとまたいいのではないのかなというふうに思うところもございます。それが全額補助ということであれば、今まで二の足を踏んでおられた方がもしいらっしゃれば、何らかのきっかけになるのではないのかなという思いがございます。障害者の方のそういう就労での社会参加というのは、すごく大事なことだろ

うと思いますので、その部分でお聞きをしました。

あと、子育て支援情報でございます。今年度新規の事業ということで、これ恐らく情報の内容の充実がすごく大事になってくるのだらうなと思っております。せっかくアプリ取って入ってみたいところ参考にならないとか、そういうことであればちょっとがっかりすることになってしまいますので、内容を十分吟味してやれることを希望いたしますけれども、もし内容今のところ決まっている部分があるのであればお聞きしておきたいと思っております。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 そのアプリの内容でしたけれども、まずは昨年行いましたアンケートの結果から、利用してみたい、興味があるという機能でしたけれども、まず多かったのは予防接種についてが一番多かったです。そしてあと、子育てに関する悩みというふうな質問では、実は無回答の方が一番多かったというところなのですけれども、その次が子供の成長や健康のことというふうな、選択肢がちょっと漠然としたところもありましたけれども、この回答から西和賀町では、まずはそのニーズの高い予防接種に関する情報を上げていきたいと考えておりますし、制度について知らなかったということがないように、そういった受けられるサービス、制度を上げていきたいと思っております。

町には、社会資源がそのとおり、都市部に比べるとかなり少ないというふうなことから、集まる場所がもっと欲しいなというふうな声はたくさんいただいております。現在は社会福祉協議会のほうで行っている子育てサロンをまず中心に私たちも関わってございましたけれども、そういった集まりの場をもっと広く情報発信したり、それからほかの課で行っている子育て関係の情報をそのアプリからすぐ見られるような情報発信をしていくこと、それから今後は感染症とかがはやってきた場合に、こういったことが

流行しておりますのでというふうな感染予防の周知だったり、そういったことにも利用できるのではないかと考えておまして、担当課と情報共有しながらそういった発信も行っていただけらと思います。そして、利用している親御さん方からまたこういった機能が欲しいというふうな声もいただきながら、一緒に考えていただけらと思います。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今の件ですけれども、こういうアプリを基に情報交換の場を求められているような話も聞くことがございます。やはり今おっしゃられたように、不安に思っている部分が多いのかなと思います。アプリの活用として、そういう場を設ける活用の仕方もあるのかなと思いますので、ぜひご期待申し上げたいなと思っております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

審査の途中ですが、ここで10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時40分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

国民健康保険事業特別会計は、国民健康保険制度の改正により、平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、3年が経過しようとしております。広域化に伴う事務処理については、令和3年度から医療費通知が変更されることとなっております。

予算書1ページをお開きください。令和3年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比1億2,532万9,000円増の6億1,699万2,000円となっております。

10ページをお開きください。歳出の主なものは、1款総務費は前年度比19万9,000円の増となっております。人事異動に伴う人件費の増額と国保事務処理標準システム導入業務が令和2年度で完了したことに伴う委託料の減額によるものです。

11ページを御覧ください。2款保険給付費は、前年度比1億3,310万1,000円の増となっております。歳入の保険給付費と普通交付金に併せ、一般被保険者療養給付費、高額療養費を増額して計上しております。

13ページをお開きください。3款の国民健康保険事業費納付金は、前年度比421万8,000円の減となっております。県から示された納付金を県へ納付するもので、国保税や繰入金を充てております。

5款の保健事業費は、前年度比72万3,000円の減となっております。14ページ2項1目保健衛生普及費で実施していた被保険者への医療費通知を、年6回から年1回に変更したことに伴う減額になります。

次に、歳入になります。7ページをお開きください。1款の国民健康保険税は、一般、退職合わせて前年度比710万5,000円の減の8,587万6,000円を見込んでおります。

8ページをお開きください。3款1項1目1節の普通交付金は、県の試算により保険給付費の増加を見込んで、前年度より1億3,310万円

多い4億5,311万3,000円を計上し、歳出の保険給付費のほぼ同額が交付されます。

同2節の特別交付金は、前年度比1,074万7,000円減の1,075万4,000円を計上し、市町村が行う国民健康保険事業の運営に要する経費などに対して交付されるものです。

国民健康保険の特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。

1ページをお開きください。令和3年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比348万1,000円増の9,449万円となっております。後期高齢者医療特別会計については、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として、保険料の額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っているものです。

6ページをお開きください。歳入の1款の後期高齢者医療保険料、2款の使用料及び手数料

及び3款1項1目1節の保険基盤安定繰入金を合わせた金額を7ページ歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金として広域連合へ納付します。

歳出の1款の総務費に係る事務経費分については、6ページ、歳入の3款1項1目2節の事務費繰入金が財源になるものです。

後期高齢者医療の特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 後期高齢者の医療制度で、医療費の自己負担分のその負担割合がマスコミで取り上げられておりますが、何かそういった情報が入ってきておりますか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢者医療の利用者の負担割合の1割から2割負担につきましては、今町のほうで購入しております国保新聞のほうに詳細がいろいろと詳しく載って、情報はこちらのほうでも収集はしておりますけれども、岩手県の後期高齢者医療広域連合から具体的なお示しだとかという分については、まだこちらのほうには届いていない状況になります。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算の審査を行います。審査を

行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、介護保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計は、第8期介護保険事業計画の初年度となり、令和5年度までの3か年を計画期間とし、これまで取り組んできた介護予防事業などに新たに認知症対策事業を盛り込み、第1号被保険者に係る保険料基準月額を8,100円とし、当初予算を組んでおります。

1ページをお開きください。令和3年度の介護保険特別会計予算額は、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度比1,206万円増の13億8,749万9,000円、介護サービス事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度比58万9,000円増の1,213万3,000円となっております。

11ページをお開きください。保険事業勘定の歳出の主なものは、1款総務費は前年度比298万9,000円の増となっております。1項1目一般管理費、12節委託料では令和3年度介護保険法改正に係る介護保険システム改修業務委託料の増、12ページ3項介護認定審査会費では令和3年度内に介護認定有効期間の満了を迎える方の人数を見込み、認定調査などの経費の増、4項趣旨普及費では3年に1度作成している介護保険の手引きの作成に係る増額によるものです。

2款保険給付費では、前年度比の給付実績を勘案して、地域密着型介護サービス給付費や特定入所者介護サービス費などを増額して計上し、前年度比1,764万円の増となっております。

16ページをお開きください。3款地域支援事業費では、2項1目包括的支援事業費、12節委託料では令和3年度介護保険法改正に係る地域包括支援システム改修業務委託料の増額、18ページ3項3目認知症総合支援事業費、12節委託料では新たに認知症高齢者保護情報共有サービス事業導入に伴う委託料の増額となっておりますが、同じく1目の在宅医療・介護連携推進事

業費において事業の内容を精査、減額し、全体として前年度比103万6,000円の減となっております。

次に、歳入になります。8ページをお開きください。1款の介護保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせて前年度比558万7,000円の減の2億3,655万円を見込んでおります。

次に、介護サービス事業勘定になります。31ページをお開きください。サービス事業勘定の歳出の主なものは、2款事業費は前年度比44万3,000円の増となっております。2款1項1目介護予防支援事業費は、これまで要支援1、要支援2の方の介護予防サービス計画の作成業務を町内の居宅介護支援事業所に委託しておりましたが、町内の居宅介護支援事業所で受託できる件数の減少が見込まれることに伴い、12節の介護予防サービス計画作成業務委託料を減額し、新たに会計年度任用職員を1名任用する予算を計上しております。

最後に、予算説明書では介護保険特別会計の事業について50ページに事業ごとの予算、事業費の内訳など概要を記載しておりますので、御覧ください。

すみません、ちょっと一部先ほどの説明の訂正をしたいと思います。令和3年度のサービス事業勘定において、歳入歳出それぞれ前年度比58万9,000円増の「1,213万3,000円」とお話ししたところですが、正しくは「1,272万2,000円」の誤りでしたので、訂正させていただきます。

介護保険特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。
委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 令和3年度から第8期に入ること
で、第7期と同じ保険料の8,100円で行うとい

うことなのですけれども、以前頂いた今年度の事業計画書の中を見させていただくと、介護保険料事業状況報告から、見える化システムによる推計値で第8期、令和3年、4年、5年、8,100円でいける見込みなのですけれども、限りなくその8,100円に近づき、第9期にはこの8,100円から上回るのではないかとというような推計値に見られるのですけれども、第8期を迎えるに当たって、第9期にこれ以上の値上げにならないような方策を何か課内でこれから取っていくというのであれば、具体的な方策を教えてくださいたいですし、今説明がありましたように新たに認知症高齢者に対するサービスが導入されるということのようですが、私自身の実体験として認知症かなり増えておりますし、家族でも抱えております。

なかなかこの認知症というのは特効薬がなく、家族の対応というのが非常に大きなポイントになるのではないかなと実体験として感じておりますけれども、何せ初めてのことといたしますか、どのように対応していいのかと家族も悩んでいるような状況があります。こういう家族にとって予防、また認知症になった場合の対応についての詳しい冊子などがあると、認知症患者の家族、大変助かるのではないかと思いますし、予防とか進行対策になるのではないかと考えているのですけれども、そのような事業は考えていないのか、2つの点についてお伺いいたします。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 第9期に向けての具体的な方策についてお答えさせていただきます。

具体的な方策、これまで取り組んできた地域サロンやシルバーリハビリ体操、ご当地体操などの介護予防事業の推進、また自立支援型ケアマネジメントなどの取組を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 認知症の事業への対策についてで

すけれども、これまでパンフレットということで認知症のガイドブックというものを作成して配付等してございましたけれども、そちらのほうもかなり前に作成したのになりますので、またちょっと新たにその辺りのガイドブックをまず今のバージョンに見直しをかけながら、今委員さんからいただいたご意見を参考に新たに事業の取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 介護予防なのですが、この予算書にたくさん介護予防の項目があります。介護予防は、本当に今同僚議員が質問した認知症をはじめ、私も発言した病気の予防から、直近の不自由になり始めたところの要介護になる前の要支援あたりの介護予防とありますが、やはりその予防対策が功を奏しているのかどうなのかというのがある程度見えないとうまくないと思うのです。毎回議会で議論になります岩手県一高い介護保険料をどうやって抑えていくのかというのは、要介護を何としても下げていくというふうな、そうするとターゲットをどこに絞るのかということがあると思うのです。直近でいうと、要介護になる前の要支援あたりのところの対策がまず認知症を含めて大事だと思うのです。ここでとにかく抑えましょと、そういうふうなみんな、住民も含めて気構えというか、それは明らかにして住民に伝えながら、住民自身が地域や家庭で実際そうだなと思ってやれるものというのを本気になって示してもらいたいと思うのです。それは、なかなか困難ではあると思いますが、長年の町民の人たちの暮らし見ていけば、どこでどのように要介護になっていくのかというようなことがあります。学者なんかでいうと、つまずいて転ぶと高齢者は骨折するから寝たきりになるというふうなことがありますよね。そういったものも含めながら、こういう予算審査特別委員会のときにばんと示してほ

しいなと思っておりますが、内部でご検討されていると思いますので、その辺りで一つお答えをお願いします。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 おっしゃるとおり介護保険料を抑えるためにいろいろな介護予防の事業、それから先ほど深澤課長代理が申し上げましたとおりの予防事業をいろいろ行ってきております。それで、それが功を奏しているかどうかといったデータをきちんとしたものはなかなかお示ししていないのかもしれませんが、内部のほうでは新規の介護認定者の方の年齢を拾いますと、80後半のほうに少し新規の認定者が動いている状況がありますので、介護予防の効果が少し現れているのではないかというふうなことは健康福祉課内では、担当者の中ではそのように見ておりました。ただ、何%がというふうな具体的になると、ちょっとそこまではデータがお示しできない状況です。

そういった中で、実は健康づくりと、それからこういった介護予防というふうなのは一体的に行わなければいけないというふうなことで、後期高齢者の広域連合のほうからもそういった事業を進めていくことになっております。健診の結果から医療にかかっていない人、それから医療から外れてしまった方、そういった方をきちんと医療に乗せる、あるいは重症化にならないといった、そういった取組も含め、それから先ほど申し上げました介護予防事業にお誘いして重症化させない、あるいは介護予防に努めていただくような取組を全庁的に行って、その介護保険料が上がらない、それからこの町で安心して住んでいけるようなまちづくりを行っていただくように引き続き取り組んでいきたいと思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 それと、包括支援センターの活動がその介護予防にどのようにリンクされて、実施されているのかも具体的にお願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 地域包括支援センターにおける介護予防の事業につきましては、健康福祉課の介護保険のほうでと、それから保健グループ等で行っております介護予防とはまた別に、ケアマネジメント作成をする際の、現在要支援1と要支援2のケアマネジメントを作成する際に自立支援型ケアマネジメントということでケアマネジャーさんに対する研修などを包括支援センターのほうでは行っております。また、実際介護予防のケアプランの作成、それから総合支援事業のケアプランの作成などを地域包括支援センターのほうで業務を担っている状況になります。

委員長 高橋和子君。

4番 住民サイドとの接点ということで、先ほど同僚議員が質問した、特に認知症の場合というのは非常に深刻なのですが、そういった住民からのそういう心配の窓口というのもこの地域包括支援センターで行っていますか、窓口はどこになっている。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高齢者の相談業務につきましては、地域包括支援センターのほうで業務を担っております。健康福祉課の中にまず本所がありますし、それから病院の事務室の隣に分室がありますし、それから湯田の社協さんのほうにランチという形で高齢者の相談業務のほうを社協さんのほうにもお願いをしているところになります。

委員長 高橋和子君。

4番 町民が心配なときはすぐに相談に乗れるという、すごく相談しやすい雰囲気をつくってもらいたいのです。そうすれば、ちょこっと認知症の軽いうちに対応するということはどうと大事だと思いますので、そういった直結して住民が不安を訴えられる、そういうふうなところで業務が決まり切った業務にプラスして、より住民に近い形でこの1年はぜひやっていただきたいなと思っております。とにかく医療費は下

げる、介護費用は下げる、そこを極力頭の中に置いて、そこに温かい町民とのやり取りの行政があれば、先ほど80代少し下のほうに来たという話、そういう数字もうんと大事だと思うのです。ですから、そういったことで、この少ない予算ではありますが、やっていただきたいなと思っておりますので、心意気などどうぞお願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず、先ほど保健師長も述べましたように、保健の部分の健康づくり、それからあとはそれを引き続き、介護保険でいくと予防事業、こちらについても継続して進めながら、そして住民の皆さんの声を聞きながら健康福祉課と包括と一同になって介護保険、それから医療関係についても継続して進めていきたいと考えているところです。

委員長 刈田敏君。

1番 まだちょっと時間ありますので、確認しておきたいと思います。介護予防支援事業費の中の委託料が変わったということですが、具体的に会計年度任用職員を使ってやるということで、具体的な人数的にどうで、この金額というのはどのように変わってきたのか、その辺お伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 令和2年度までに介護予防のプランの委託先の事業所が3事業所ございましたけれども、1事業所が今年の3月で廃止ということになりましたので、令和3年度は2事業者に委託をお願いするというので、その分のお願いしていた件数がまず減少ということになっておりますし、あとは今後それぞれの委託先の事業所のほうでの人事異動等にちょっと減少が見込まれるというようなお話も伺っていたところもありましたので、それで実際の件数を減らしているところになります。これまで新規件数ですと約半分ほど、それから更新についてはまず9割から8割ほどちょっと減少して、件数を見

込んでいるところになります。

そして、その分を今いる職員のほうでサービス計画のプランのほうの作成を検討したところですが、今この人員配置だとなかなか難しいというところもありまして、新たに介護予防のプランを作成する専任の職員ということで、介護支援専門員の募集をしまして、そちらの方に作成をお願いしたいと考えているところであります。会計年度任用職員は1名の予定になっております。

委員長 刈田敏君。

1番 その今度募集する職員については、いろいろやっぱり専門的なことでなければいけない部分もあると思うのですが、それだけでなく大丈夫なような仕事量になるわけですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 介護予防のケアプランを作成するのを専任で介護支援専門員の方をお願いしたいと考えておりましたので、その中での業務については問題ないと考えているところです。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

以上で健康福祉課が所管する一般会計ほか3特別会計への審査をひとまず終わります。

次の税務課の審査に移るため、暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時19分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

次に、税務課の審査を行います。税務課が所管するのは2款総務費、町税等歳入であります。審査を行う前に、税務課長から事業の説明を求

めます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 お疲れさまでございます。

令和3年度税務課所管の予算審査に当たり、説明補助員として藤原課長代理を同席し、審査に加わりますので、よろしく願いいたします。

なお、税務課は本当に1年間で一番忙しいといえますか、申告相談ということで2月15日から3月15日ということで、今日と月曜日まで申告相談をしております。そういった中で、課長代理と2人だけで対応してまいりますことをご了承願いたいと思います。

それでは、予算書の抜粋版、歳入歳出明細書に基づき、歳入予算からご説明させていただきます。1ページを御覧ください。初めに、個人町民税の均等割856万8,000円でございますが、令和3年度の賦課人数を2,473人と見込み、個人均等割額3,500円、これに乗じて、さらには収納率99%を見込んだ予算でございます。

次に、所得割1億5,121万6,000円でございます。農業所得については、昨年10月末現在における花巻農協の販売実績などの動向から推計したものです。リンドウを中心とした花卉、野菜、シイタケなどは増額となりましたけれども、米、畜産で前年を下回ったため、前年販売合計9億7,693万円に対し、97.4%、2,530万円減の9億5,162万円と見込んだものです。

次に、営業所得は、入湯税申告書を参考に令和2年10月で365万8,000円、前年同月で571万8,000円と、新型コロナの影響により入湯客が大きく減少していることから、前年度比63.9%、1億2,339万円と見込んでおります。

なお、不動産所得、配当所得、給与所得、さらに所得割全体で多くを占める年金を含む雑所得については、ほぼ横ばいと見込んでおります。

以上のことから、所得割については1億5,121万6,000円と見込んでおります。

次に、法人町民税については、町内に事業所を有する法人に対して、均等割と当該法人の所

得に応じて課税される法人税割がございます。均等割については、令和2年10月末現在では前年度から2法人減少しておりますので、令和3年度の申告対象事業所を126法人と見込み、その法人の資本金等の額及び従業員数により9段階に分けられた税額に区分し、予算額として1,496万8,000円の昨年とほぼ同額を見込んだものでございます。

法人税割については、法人ごとの収益に応じて算定された国税である法人税額を基礎として計算されますが、その収益の増減は経営状況や景気によって大きく左右される中において、予算化するに当たっては、令和2年度の調定見込額から過去5年の歳入還付見込額の平均額を差し引き、さらには新型コロナウイルス感染症関連で減る見込額100万円を差し引き、578万円を予算額として見込んだものでございます。

次に、固定資産税についてです。毎年賦課期日となる1月1日に土地、家屋、償却資産を評価した課税標準額に1.4%の税率を乗じた額を課税することとなり、それぞれ収納率を乗じ、987万6,000円減の合計2億1,902万1,000円を見込んでおります。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小企業者や小規模事業主を対象に、償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税の軽減を見込んだ予算額となっております。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、国や県等地方公共団体がその固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金であり、主に岩手県企業局や東北森林管理局等から交付されるもので、3,407万4,000円を見込むものです。

次に、軽自動車税でございますが、令和2年10月からの税制改正により従来の軽自動車税が種別割と環境性能割の2つの区分になっております。新車や中古車を購入した場合の自動車取得税に代わる環境性能割として、71万9,000円

を見込んでおります。また、種別割としては原動機付自転車や軽自動車等で総台数4,029台を見込んでおります。

次に、たばこ税でございますが、これは製造たばこの製造者、卸売業者などの卸売販売業者等が町内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して係る税金でございますが、これら卸売販売業者等が前の月に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月の末日までに申告して、納付していただいております。令和3年度におけるたばこ税の予算額は、令和2年度実績見込額を推計した上で過去3年の増減を反映させ、約300万円減の2,101万5,000円と見込んでおります。

最後に、入湯税でございますが、一般的には鉱泉浴場、温泉浴場の入湯客に対して課税されるもので、納付された税金は温泉の源泉の維持、観光振興費などに充てられる目的税となっております。令和3年度予算の算定に当たっては、通常ですと前年度の伸び率を掛けて試算しておりましたが、コロナの影響により入湯客がまだ見込めないと予想されることから、令和2年度の実績見込額の推計を基に約170万円減の382万円を見込んでおります。

以上で歳入予算の町税に係る部分について説明させていただきました。

引き続き、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款2項1目の税務総務費でございますが、ここには税務事務を円滑に行うための事務的経費等を計上しております。

続いて、2款2項2目の賦課徴収費でございます。ここには、町税における各税目の賦課並びに徴収を行うための事務的経費等を計上しております。各税目の賦課と納付の管理をするための予算を計上しております。

5ページを御覧ください。各種システム機器の保守業務委託料と賦課計算業務委託料として12節に646万1,000円、それらの機器とソフトの

使用料及び賃借料として13節に510万1,000円、また関係団体への負担金及び補助金として18節に89万8,000円を計上しております。

今年度は特に新規項目はございませんが、予算額が前年度よりも大きく増額したものについて説明したいと思います。5ページの12節委託料の中段ほどにあります国土調査修正業務委託料133万5,000円になりますが、これは県営土地改良事業川舟地区の区画整理の施工区域調査内において、国土調査成果の誤りが見つかり、2か所において訂正するものであります。訂正の内容は、同じ地割内に同じ地番が2つ存在していることや登記簿がないのに図面上に地番だけが存在するといったものを正しいものに修正するものです。いずれも現地の測量、復元測量を伴うものでありまして、高額な予算となっております。参考までに、この県営土地改良事業川舟地区は、これらの修正を終え、施工区域を確定して、令和3年度内に事業採択を目指すとなっております。

以上で説明を終わります。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これより2款総務費と町税等歳入についての質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 今課長がおっしゃいましたように、まさに申告真っ最中だと思います。沢内地区は、老人福祉センターの1階で今年度申告しておりますけれども、庁舎改修の関係で老人福祉センターの1階は、来年度は使用できないのではないかと考えております。来年度沢内地区の申告会場についてどのような対策を取られているのか、会場借り上げのための経費とかというのがちょっと見られなかったもので、来年度の沢内地区の申告会場についてお伺いいたします。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 来年から沢内会場、申告会場の沢内庁舎の部分で今やっている、昨日で終わったわけなのですが、その会場が使えなく

なるということで、来年度はどうかということ、まずは来年度改修して会議室が若干ありますけれども、それらを含めながら、沢内庁舎内のできる場所を検討しております。その検討場所の中には、その会議室が、小さな会議室と、もう一か所小さな会議室なのですが、そこを工夫しながらやりたいということは内部で検討していきまして、それを基にこれから所管する課と協議しながら、町民の負担、迷惑にならないような会場設定にしたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の農業委員会、農業振興課の審査の前に、昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時33分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

農業委員会、農業振興課の審査を行います。

まず、農業委員会が所管する6款農林水産業費の審査を行います。審査を行う前に、農業委員会事務局長から事業の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 皆さん、こんにちは。よろしくお願いたします。

最初に、本日の農業委員会事務局、農業振興課の出席者を紹介いたします。農業委員会事務局の小松主査です。農業振興課、菊池6次産業推進監です。佐藤副主幹です。佐藤畜産特命主幹です。大島技術主査です。新田主査です。私、農業委員会事務局長の泉川です。よろしくお願いたします。

説明の前に資料の訂正をさせていただきます。

予算説明書51ページ下段の山の幸王国運営事業費及び52ページ上段の西和賀農業振興センター活動推進事業の数値が誤っておりました。皆様にお配りした修正表の黄色で表示した部分が正しい数値となりますので、修正願います。大変申し訳ありませんでした。

それでは、農業委員会の予算概要について説明いたします。資料は、令和3年度一般会計予算歳入歳出明細書農業振興課、林業振興課、農業委員会事務局の資料となります。ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回の農業委員会議と農業委員、農地利用最適化推進委員による農地を有効活用するための農地の利用調整であります。したがって、毎年の予算も大きな変動はなく、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、農業委員会事務局職員の給与が主な支出であり、歳入はそれに付随した補助金となります。

それでは、歳入歳出明細書の歳出24ページをお開きください。6款1項1目農業委員会費の本年度予算総額2,481万円が前年度の2,608万6,000円に比べ、マイナス127万6,000円となっているのは、昨年度は農業委員、最適化推進委員の成果報酬を計上しておりましたが、令和3年度は予算計上を見送ったためであります。成果報酬を得るためには、集積事務において農業委員等が主体になることが条件となっており、本町では農業振興課が主体で集積しており、令和2年度の該当がなかったことから、令和3年度も同様と考えたものであります。他の予算には若干の上下はありますが、昨年度とほぼ同じとなっております。

なお、予算上の計上はございませんが、令和3年度末が農業委員、農地利用最適化推進委員の任期となっております。公募等の事務を行っていくこととなります。

以上、農業委員会の令和3年度の概要について説明いたしました。ご審議の上、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これより6款農林水産業費の質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、農業振興課が所管する6款農林水産業費、11款災害復旧費の審査を行います。審査を行う前に農業振興課長から事業の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長 それでは、続きまして農業振興課の予算概要について説明いたします。

説明に当たっては、予算明細書に従って新規事業、例年と違う部分を中心に説明いたします。

15ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、農業振興課分の予算額は4億1,345万4,000円と、昨年度に比べ4億9,434万5,000円、54.5%の減額となっております。主な要因としましては、3目農業振興費において昨年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用し、湯田牛乳公社の新工場建設への補助金4億5,654万7,000円がなくなったこと、4目畜産業費において畜産競争力強化整備事業を活用した畜舎建設への補助金2,428万6,000円がなくなったこと、6目農業者施設費、ふれあいゆう星館の指定管理料1,211万5,000円がなくなったことなどによるものでございます。

6ページをお開きください。中段ぐらいになりますが、大豆・ソバ栽培体制支援事業、18節負担金、補助及び交付金、大豆・ソバ刈取機械購入補助金は、大豆、ソバ生産出荷組合に対し、コンバインの購入代金の2分の1を補助するも

のであります。

9ページをお開きください。4目畜産業費中段の堆肥センター管理運営費、10節需用費、修繕料441万6,000円は、沢内堆肥センターの攪拌機の修繕とセーフティローダーダンプの荷台の修繕となります。

一番下の第3回全国ヨーグルトサミットinいわて開催補助金100万円は、9月18日から19日に産業文化センターアピオを会場に行われますサミットの実行委員会に対し補助するもので、実行委員長は湯田牛乳公社社長の細井町長が務めております。

10ページの一番上の他町村公共牧場利用料助成金35万7,000円は、3年度から長原牧場の放牧を休止する予定であり、その代替として雫石町の御明神牧場を畜産農家が利用する場合に、当該牧場と長原牧場の利用料金の差額及び搬出入運賃の一部を補助するものです。

5目農地費、農地事務費、18節負担金、補助及び交付金、西和賀土地改良区自己保全農地調査事業費補助金247万円は、今後の水田の有効活用のために西和賀土地改良区内の特に有効活用できていない自己保全管理の水田を中心に調査、分析を行い、土地改良区通常付加金の在り方も含めて検討するための補助金でございます。

農地・農業用施設維持管理費、10節需用費、修繕料30万円は、迅速に水路、農道等の修繕を行えるよう予算措置したものです。

15ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費、10節修繕料30万円は、同じく災害等に備え、迅速に対応できるよう予算措置したものであります。

次に、歳入であります。2ページをお開きください。22款諸収入、4項雑入、1目雑入、青果物価格安定事業積立金返戻金3,662万3,000円は、青果物等価格安定事業に対して町で積立てをしておりましたが、今後価格安定事業に加入する予定がないことから、その積立金

を戻していただくこととしたものでございます。

以上、農業振興課分の令和3年度予算の概要について説明いたしました。ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 農業振興課長の説明が終わりました。

これより6款農林水産業費、11款災害復旧費の質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 最初に、予算説明書の53ページにあります6次産業推進事業について、昨年度町内の米や野菜の町内流通の拡大に取り組んで、その成果を踏まえて今年度も事業展開するというようになっておりますけれども、昨年米については銀河のしずくの試食会等を行って、さらにその拡大に努めるということなのかということと、野菜はマルシェということで、町内のお店のほうに販売したということだと思っておりますけれども、米については銀河のしずく、量増えても最大の流通、JAとあまり競合しないと思うのですけれども、野菜はもともと生産量が少ないので、その辺の農協のほうへの販売とのすみ分けをどのように考えて今年度推進していく予定なのかということと、あとはさっきの説明書の中で、課長も説明しましたソバ、大豆のコンバイン補助ということでしたけれども、たしか乾燥機のほうも補助しているということで、そこと連動したような形なのか、古くなってなのか、それとも新たに大きいものをそろえるということなのかということと、あとはまきストーブを移動するという、30万円ほどでしたが、それはまた後……

(林業振興課じゃないの声)

8番 では、今の点、よろしく願いいたします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、私のほうから最初のご質問のほうに答えさせていただきたいと思っております。

まず、米のことでもございましたけれども、令和2年度でございますけれども、11月に銀河のしずく、町内産でございますけれども、この試食会をしました。そして、明けて1月から2月までということでございましたけれども、町内の旅館、飲食店、福祉の事業所、医療関係事業所を対象にして公募しましたけれども、現在20事業所を対象としてモニタリング調査ですか、町内産の銀河のしずくのモニタリング調査というものを行っているということでございます。結果のほうちょっと取りまとめ中ということではございますけれども、令和2年度から銀河のしずくが西和賀町でも生産ができるようになったということを広くPRすることができたのかなというふうに考えております。この結果を基にということでございますけれども、令和3年度、具体的に業務用米としての需要ということで、農協さんの協力も得ながら通年ですか、できればということですが、しっかりした量をきちんと供給していくようなこともやりたいですし、また小売、ちょっといろんな制約があって消費者に対する小売ができなかったということが非常に残念で、令和3年度はこの部分に一つ力を入れて行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、野菜の点でございますけれども、先ほど委員さんからご指摘があったとおりでございますけれども、このマルシェで扱う野菜というのは、自家野菜の残った部分、あるいは食べないで捨ててしまう部分ということで、これを出していただきたいということでしたので、農協さんの扱うものとはどうしても競合はしないということではございますけれども、それにしてもということですが、まだまだそういった部分でお困りの方がいらっしゃるのか、それから小売店さんのほうでも量が欲しいなといったこともありました。消費者からも、それから事業所さんからも好評でしたので、もうちょっとこの生産者を募って、少し量の拡

大ですとか、そういったことも目指しながら引き続き令和3年度も行っていきたいというふうに考えてございます。そこで行われた課題ですとか成果、これを分析しながら、事業が自律的に回っていくような仕掛けと、こういったものをちょっと探求しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから大豆、ソバのコンバインの導入について説明いたします。

大豆、ソバの乾燥調整については、北上の経営体のほうに刈り取ったものを持って行って乾燥調整を行ってもらっておりましたが、機械施設が老朽化したことと、働き方改革の関係で、北上の経営体のほうから令和2年度限りで受入れは難しい旨の回答をもらっておりました。そのため、昨年度一次乾燥施設についてこちらで造ることはできないか、運営していくことはできないかということ協議し、場所等の検討を行い、経営の検討も行ってきましたが、どうしても採算が取れないということがありまして、その北上の経営体のほうに相談しましたところ、実際令和2年度に受入れを行ってみたところ、3年度以降も条件はありますが、受入れについては何とかありますというお話をいただきました。その条件として、現在使用しております町所有の最初のコンバインについて、性能が悪くて、そのコンバインではとても受入れが難しいということで、組合として1台コンバインを新たに整備してほしいとの要望がありまして、それらを検討した結果、今回町所有ではなく大豆、ソバ組合のほうでコンバインを整備することに町が補助するという形を取らせていただいたものです。

去年のソバの簡易乾燥機につきましては、刈り取って夜遅くなったりした場合に、その簡易乾燥機を使って一次乾燥をして、その上持ち込むということで、それについては引き続き使用

するということを考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 6次産業のほうの野菜マルシェ、好評だということでした。今年度もそうかもしれないですけれども、いわゆる流通、野菜をスーパー、店舗まで持っていくのは役場のほうで対応して、まずゼロ円だというようなことで、最初、初年度ということもあってだったと思うのですけれども、引き続き流通の部分はそのような形で補助していくのか。というのは、今まで特に花農家さんなどからは、とにかくトラック運送などについては幾らでも補助してほしいというような話もあったので、これは新しく始めたことということもあるかもしれないのですけれども、ほかの産業の方々も流通に関してはいろいろと苦労している状況もあるので、これに関してもいつまで、その野菜の拡大のためというのは分かるのですけれども、補助を続けていくのかという点と、生産調整、前にもお聞きしたように、今年度は何年かぶりにといたしますか、西和賀町にも28町歩ぐらい生産調整しなければいけないということが来ております。前お聞きしたように、転作作物様々あるのですけれども、それぞれの品目、いろいろ問題点といたしますか、これ以上拡張するには課題が残っていると思われま

す。そんな中で、飼料米については、西和賀町ではゼロということで取り組んでおられません。なぜ取り組めなかったかということを考えていきますと、基準収量というのがありまして、その基準収量に達しなければ、主食用米もそちらのほうに回さなければいけない、そっちを優先しなければいけないということで、もし取れなかったらどうしようということで、農家が二の足を踏んで今まで取り組めなかったということがあると思います。米の消費拡大、これからどうなるか分からないのですけれども、転作作物の畑作化が進みますと、もし米また自由に作れるようになったときにすぐ転換というのはなか

なか難しいものがあると思われま。なるべく水田は水田として活用して、もし生産また拡大になったら戻すようなことを考えたときには、やはりこの飼料米にもある程度取り組んでいかなければいけない、先ほど言ったような農家の不安を解消するために、各地で独自の上乗せの補助も行われたようですけれども、西和賀町としてこの飼料米に対して補助していく計画はないのか、併せてお聞きいたします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、最初の質問のほうに私のほうからお答えをしたいと思います。

にしわが食材マルシェにつきましては、ご指摘のとおり流通については農業振興課、特に地域おこし協力隊2名と職員ということで対応をさせていただいたということでございます。今回もその反省会の場所でこの部分問題になったのですけれども、なかなか参加される方の年齢層が高くて、この部分どうするという、先に進んだような対応がちょっと出なかったものでしたので、引き続き令和3年度は同様の体制で支援をしていきたいというように考えてございますけれども、これやはりご指摘のとおりいつまでもということではないと思いますので、自分たちで輸送ができるという部分、それから花のお話もありましたけれども、単にその野菜だけに限らないで、ほかの物流との関係で対応できないかと、そういったことも考えていく必要があるというふうに思います。少なくともまず令和3年度は行いますけれども、やはり早めにこれ自律的な動きといいますか、物流に関してもそうですけれども、そういったことを目指して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから飼料用米の部分についてお答えいたします。

ここ3年ほど、確かに西和賀町で飼料用米の

生産はありませんでした。その前に何年間かやった方はおりますが、それが今なくなったということでございます。来年度の転作面積が増えるということで、2ヘクタール以上の農家に来年度転作を増やすことができますかというアンケートを行いました、その結果27ヘクタール分ほどは、そのアンケート上賄えるという形で回答が返ってきております。その中で、飼料用米をやりたいという方も数名おまして、一般質問の中でも答えさせていただきましたが、経営体やはり法人化なり、自分たちで採算を考えながら、何を作付すれば経営が改善するかということ考えた結果、飼料用米という答えを出したところがあるということでございます。

飼料用米の独自の上乗せにつきましては、農業再生協のほうで話合いになりますが、この前の臨時総会では県の上乗せはまずともかくやるということ話し合っておりますし、あと西和賀の再生協のほうにどれだけの予算が来るかというのはまだ確定していませんので、そういったことを加味しながらその部分については考えていきたいと思。1つ、そのコンタミの問題がありまして、その部分が一般の米ではない多収用の米とかでやる場合は心配になってきますが、その辺りも今農協さんのほうといろいろ協議をしているところでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうからも、何件かお伺いします。

まず、予算説明書の55ページの長原牧場運営事業の件なのですが、今年度から牛の受入れを中止することとしたとなっておりますが、そのほか草地の採集を、採草作業を継続するとなっておりますけれども、今回までもこの採草は収穫してきたと思うのですけれども、収量と収益、これ昨年度まではどの程度上げてきたのかちょっと確認したいのですが。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お待たせいたしました。昨年度農家のほうに供給した数量が135ロール、1ロー

ル当たり4,000円で供給しております。

(売上げというか収益とかはの声)

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 売上げは大体50万円程度です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。長原牧場については、なかなか牛を放牧した場合でも町としては当然畜産農家を支援する上での取組なわけで、今日までは大変小規模農家に、あるいは放牧を希望する畜産農家はそれなりに大変助かったというか、支援をしていただいたと思うのですが、いずれにせよ西和賀の場合は畜産もかなり減少し、特に畜産農家は高齢化も進んでかなり減少してしまったのですが、この長原牧場の運営に当たってなのですが、当然今人件費含めて農機そのものをあれするとそれだけの維持費、管理費かかるわけですがけれども、今回その牛の放牧を中止して、この採草の収穫、そして当然売上げを見込むわけですがけれども、本年度、先ほどもちょっと課長の説明の中にいわゆる借入れするほうの支援に対する予算額も出していましたけれども、ここに本年度三百九十何万円出しているわけですが、比例してちょっと何となく果たして継続できるのかなというのは感じるわけなのですけれども、その辺取り組む農業振興課としてはどういう、多少というか、当然収益とこれだけの人件費は多分かかるわけですから、赤字を見込んでもこれは継続したいと、あるいはその売上げは、採草は畜産農家へ供給希望する方もいるわけですから、そういう考えでなのかなとは思っているのですが、ちょっとその辺の意向をお伺いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

長原牧場の放牧休止につきましては、利用農家さんの方々といろいろお話をし、その結果の判断として休止ということにしたものであります。1頭でも放牧希望があれば続けてほしいという農家の声もちろんありましたが、おお

むねは休止はやむを得ないだろう、ただしその採草の草だけは供給してくださいというような意見が多かったものですから、長原牧場の土地については牧野組合から借入れをしております。もしそれを今このまま返すということであれば、それを更地にして返すとか、いろいろそういったこともしなければなりませんので、今借り上げている草地、部分については、当面は維持していきたいというふうに考えております。全部を供給していくというつもりはありませんが、ある程度優良な草地については維持し、畜産農家のほうに供給したいということで、取りあえず来年度についてはこれぐらいの予算がかかるということですが、これは永久ということではなくて、その都度見直ししながら、どういう方向がいいのかは考えていきたいというふうに思っております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 よく分かりました。なかなか転作水田の中で草地というか、牧草でいろいろな草を得るということは、やはり水田としての用地ですから、水の排水が不良のためになかなか入梅時期も重なっていい草が取れない、こういうのが西和賀の現状ですので、確かに小規模の、あるいは1頭でも欲しいという畜産農家を支援していく上では、町でそこも含めてのこうした予算を計上して維持するというのであれば理解はしますが、ただ売上げもある程度、今年度は牛の受入れを中止して、全頭、全地の場所から採集するとすれば、草地もある程度は増えるのかなと感じられるわけですがけれども、先ほど50万円と言っていました、いずれ今畜産農家が本当に1頭、2頭でも継続していく上では、そういう意味では大変当事者からすれば助かるのだらうなと思いますので、まずその辺は理解しましたから、よろしくお願ひします。

次に、53ページの6次産業推進事業の件なのですが、町としてこれからというか、今ちょっと問題というか、課題を聞いたわけですがけれど

も、実は町には何か所か産直という地場で採集したり、あるいはそれぞれの工房なりで加工して、やはり食料品含めて販売しているわけですが、私はやっていないのですが、工房を持って、それなりのきちんとした拠点を持って独自に二次加工して、産直とか、あるいはJAいわて花巻のほうに出荷しているという方は問題ないわけですが、ちょっと話に聞いたところでは、去年ですか、今年になってからか、いろいろ出荷に当たってやはり生ものであれ、加工したものであれ、それなりのきちんとした、許可を取ったというか、規定に沿った出展をしないとその辺が何か保健所のほうから指摘されたという話も私聞いたので、その辺これからこの6次化を推進していく上で町として、先ほどもいろいろ野菜とか、米も含めてなのですが、あまり問題にしなくてもいいものと、それから特にやはり生もので、それからあるいは二次加工して出荷する場合、それなりの拠点を持って許可を取ってやっている方はいいでしょうけれども、今まで恐らく何人かのグループなり、個人なりで加工して出していた方が結構いらっしゃるようなのですが、その辺に対する今後の対応を、町としては多分私以上に内容は確認していると思うので、今後どう対応を考えているのかお伺いします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、ただいまのご質問に私のほうからお答えをしたいと思います。

国のほうでは、今年の令和3年6月からでございますけれども、改正食品衛生法が施行されるということでございます。ご指摘のとおりということでございますけれども、今まで34の営業許可、34業種ということでしたけれども、これが32の営業許可で、プラスして届け出て済むものというのが新たに新設をされたということですが、加えて今お話にあったHACCPに準じた衛生管理が義務づけられるということになりました。大工場ですとか、大きな事業

所ではこのHACCPに基づいて衛生管理というものをやるわけなのですが、これに準じた形で全ての事業所で衛生管理を行っていただきたいと。ちょっと細かな話をしますけれども、施設設備だけではなくて、工程管理ということでございまして、工程ごとにきちんとして管理をしていくということが義務づけられるということになります。今ちょっと頭にぱっと浮かぶ部分ですが、ワラビの水煮、これ多分今までは小規模事業所等であれば許可を取ってやってきたわけではないとは思いますが、この部分も営業許可が必要になるということでございます。それなりの設備、加えて記帳と、いわゆる工程記帳、それらをやらなければいけないということになるということでございます。

今岩手県議会のほうで関係する条例、この審議が行われておりまして、保健所のほうに岩手県からこの説明の具体的なのが令和3年の4月、そして保健所のほうから各事業所に対して施設をこうしてくれですとか、そういった細かな説明が行われるのが5月というふうに伺っております。よって、先ほど私6月から施行という話をしましたけれども、岩手県から各事業所に対する説明が5月ということですので、いわゆる経過措置ですか、これが半年近く置かれるということですが、この間に施設の整備ですとか、あるいは記帳ですとか、そういった体制整備をしていかなければいけないということになります。既に営業許可を取っている事業所に関しては、そんなにハードル高くないものというふうには思いますけれども、これまで取り組んでいない、小規模な方々ですか、に関しては非常にハードルが高いものがあるというふうに思っております。ですので、岩手県からの詳しい説明を踏まえて、さらには小規模の事業者の方々の要望を踏まえて、どういった支援をしていったらいいのかということを検討させていただきたいと思っております。やはりこういった

ことをきちんとやらなければ、幾ら、私加工のほう力入れるべきだと言っていますけれども、こういったところをやらなければ加工が具体的に進んでいかない部分もありますので、先ほど申し上げとおり要望、あるいは岩手県からの説明と、こういったものを十分に踏まえて検討させていただきたいことを重ねて申し上げたいと思います。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 西和賀の場合、やはり産直に個人で申込みというか、されている方結構いらっしゃると思うのです。ですから、やはり個人で対応するということがなかなか大変ではないかなと思うのです。ですから、はっきりしたそうした県なり、それから対応なり指示が入りましたら、やっぱり町としても当然そういう当事者の意見もあるのでしょうかけれども、やっぱりせっかく今産直が何か所かに拠点持たれているわけですから、それに対応できる、一つ意見を踏まえながら取り組んでいかなければならないのかなというのは感じますので、今後の推移を見てということだからまずあれですけども、ただ何か話すところに聞くと、大根なんかにも丸1本であればいいのだけれども、2つにした場合は駄目だとか、何かそういう結構ハードルが高いわけではなくても、いろいろ規定があるそうだから、私はここに携わってはいないわけですけども、いずれ小規模の野菜作っている方というのは結構いらっしゃいますから、そういう意味では一つ対応をお願いしたいなと思います。

あともう一件なのですが、この山の幸王国の、先ほど資料の入れ違いということでもらいましたが、この取組内容については大方は分かるわけですが、この山の幸の取組というか、役割というか、取り組んでいる事業の内容というのをちょっとお聞きしたいのですが。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

山の幸王国の取り組んでいる事業内容ということでございますが、一番大きいのは堆肥の製造ということでございます。そのほかに畜産農家の支援としてTMR等の受託作業、あとはソバ、大豆の受託作業というような業務を行っております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 町が委託というか、している事業だと私も認識しているのですが、これだけ一般財源からの金額的にすれば大きい財源なわけで、やっぱりなかなか個人では取り組めない、また特にこの堆肥については肉牛畜産農家も含めてになるわけですけども、でも思うに酪農農家の堆肥の処理に当たっての支援の取組なのですが、堆肥の利用度はもちろん大きいわけですが、今後酪農農家もいわゆる減少するところまでしてしまったのかなという感じはしないわけでもないが、ただやっぱり牛乳公社が新築をされて、今後いろいろ拡大の期待される状況になってきているのですが、そうした中でこの山の幸王国の運営されている事業が果たしてこれだけ町から委託というか、取り組む事業に対して支援していく上で、波及効果というのはなかなか難しいのかもしれないけれども、維持していく上ではすごい支援策でしょうけれども、ただ町の財政からするとかなり大きいなというのが感じられるわけですが、特別こうでは駄目だというわけではないが、その辺の農業振興課として推進していく上での見解というか、ちょっとお伺いできれば。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

山の幸の運営につきましては、まず畜産の堆肥処理ですが、屋根のある堆肥舎でなければならなくなったということを境にして、両町村自分たちではできない部分を町関係で造るということで、今2つの堆肥センターがございます。その堆肥センターの運営については、黒字になるものではないということで補助してきました。

ただ、赤字を垂れ流してもいいかという話になりますので、そういうわけにはいきませんので、山の幸でも独自にもうけられる事業をとということで作業受託、最初はソバ、大豆だったのですが、それが今畜産関係の作業受託にシフトしているというところでございます。ただ、それにつきましてもまだまだ赤字だということで、今年度1,500万円お願いしておりましたが、これでも前に比べれば大分減少してきているというところであります。

なお、山の幸王国の運営については、農業農村振興プランの中に今後3年間で関係機関の役割を見直すということで考えていきたいと思っておりますし、今2つある堆肥センターの役割についてもそろそろ見直しを考えていかなければならないなと思っております。

委員長 質問者に申し上げます。質問は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

北村嗣雄君。

2番 内容については分かりました。ありがとうございます。ただ、私、町でこれだけの委託というか、経営に対する事業費を出しているわけですから、やっぱりもう少し自助努力があってもいいのではないかなというのが何となく感じられます。というのは、赤字ということは私も聞いていますし、ですからこれは町としてはやっぱり畜産農家を支援して、存続をしていかなければならないというあれは大変、私も少ないけれども、畜産は経営していますので、そういうのに対しては理解できます。ただ、町の財政からすれば、この1,500万円、以前は2,000万円近く出しておったのですけれども、かなり事業としては大きい事業になるわけで、指摘というよりもやっぱり取り組む事業に対してもう少し頑張っていただくような形があればいいのではないのかなというのは感じるわけで、そういうことから意見を提言したところであります。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 山の幸の経営については、随時町

のほうでも中身を見て、幾らでも改善できるところは改善させるという形でやっておりますので、まだ1,500万円の補助が必要ということですが、これが少しでも小さくなるように努力してまいります。

委員長 刈田敏君。

1番 山の幸について私も、ちょっと今あれですけれども、今回1,500万円入れたということ、令和3年はどういうことをやっぱり目指してもらおうということの中で今予算練りしたのかということと、あともう一点は大豆、ソバのコンバインですけれども、これ1台で賄えるのかということ、それから以前から乾燥施設はできませんよというような話の中で来たのですけれども、その動向というのはどういうふうになってきているのか、あと今後コンバイン増やすこともあるのか、その辺伺います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 答えいたします。

まず、山の幸の内容でございますが、これは特段令和2年度と令和3年度で違うということはありません。ただ、大豆、ソバの受託からは少しずつ撤退し、畜産のほうに重きを置くという形は数年前から行っております。堆肥につきましても、袋詰め堆肥まで必要かというような、業務改善の中で効率的にできないかというようなことを考えておまして、そういった部分のサービスについても今検討中でございます。

次に、大豆、ソバの関係ですが、一次乾燥施設につきましては、先ほど言いましたとおり、北上の経営体のほうで令和3年度以降は難しいという話が最初にありましたので、一次乾燥施設を町内に設けるという形で検討してきましたが、なかなか一次乾燥だけの黒字化は難しいということで、その経営体さんと相談したところ、令和3年度以降についても引き受けてもよろしいという形になっております。そのために現在使用しているもののほかに、もう一台地域の中でコンバインを導入していただきたいというこ

とでございました。

大豆、ソバにつきましては、平成23年頃から西和賀町で面積が急激に伸びたわけですが、その一つの理由としては、町が作付誘導を行ったということでございます。その当時に機械を一通り導入し、大豆、ソバ生産組合のほうで使用していただいたという経緯があります。それで、大きくなって、今町の方としては大豆、ソバ生産組合は町主導から民間主導ということで、事務局も民間にさせていただきまして、今まで町所有の機械だったものをこれからは全て組合で持っていただくということで、今回コンバインは補助という形になっております。既に大型の経営体さんでは独自にコンバインを持っているところもありますので、そういった形で民間主導にしていきたいということでございますが、今回その1台については北上の経営体さんのほうの意向もありまして、導入してほしいということで、大型の経営体さんはよろしいのですが、まだそこまでいかない経営体もたくさんありますので、そういった部分で使用するということで、今回補助させていただきたいということでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 いずれ2台を使って何とか刈り取りするということでありまして、やっぱり今正念場だと思います。本当に自立できるようになると当然町の補助やらなくて、ただ、今その段階だと思いますので、こういうところはきちっと進めながら、何とか頑張ってもらうようお願いしたいと思っておりますし、あと1点、山の幸です。まず去年と変わらないというような言い方ではないと思うのですけれども、自らが改善というか、何をするかというあたりまで把握しながら、何とかそっちにも今頑張ってもらうことを進めていただかないと、やっぱり多額なお金ですので、その辺は農業振興課で何とか引き続き頑張ってもらうように言ってもらえるとあれなのですけれども、その辺についてはいかがで

すか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 山の幸の業務の内容については、あまり詳しくは申し上げられませんが、まず黒字化して、内容については前に比べてよくなっているということでございますが、まだまだ現金がないというようなこともありまして、今年度はまだ1,500万円必要だということで計上させていただきます。

委員長 ほかにございせんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で農業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の林業振興課の審査に移るため、2時10分まで休憩します。

午後 1時57分 休 憩

午後 2時10分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、林業振興課の審査を行います。林業振興課が所管するのは2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費であります。審査を行う前に林業振興課長から事業の説明を求めます。

林業振興課長。

林業振興課長 それでは、林業振興課の予算概要について説明いたします。

概要説明の前に出席職員を紹介いたします。吉田課長代理です。高鷹主任です。私を含めて3人で対応しますので、よろしくお願いたします。

資料は、一般会計歳入歳出明細書と予算説明書の62ページから64ページとなります。

それでは、歳入歳出明細書の17ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費については、昨年度は森林環境譲与税の一部を森林整備促進基金積立てとして計

上しておりましたが、令和3年度は民有林整備事業等に充当し、活用するため、当初予算では基金積立てを計上しないことから、昨年度対比682万4,000円の減額となっております。

次に、18ページをお開きください。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費の昨年度比848万9,000円の減額は、職員人件費において課長が兼務になったため、実質1名減ということで減っております。

18ページを御覧ください。林業総務事務費、18節負担金、補助及び交付金、西和賀町電気牧柵設置事業費補助金100万円につきましては、新規事業として近年増加しております鳥獣害の予防策として、電気牧柵の設置について補助するものであります。

2目林業振興費につきましては、昨年比229万8,000円の増となっております。林道維持管理費、10節需用費の修繕料100万円は、降雪や災害により林道の修繕が必要となることから、迅速に対応するため一定額を計上しているものであります。

19ページをお開きください。民有林整備促進事業については、1,704万7,000円と、昨年比1,019万6,000円の増となっております。20ページになりますが、今年度は民有林の整備促進のための所有者の意向調査委託料に341万8,000円、国県補助の対象とならない民有林の整備のための補助金に550万円、森林カルテ策定事業に200万円などとなっております。修繕料200万円の内訳は、私有林に行くための林業専用道路等の修繕費用として計上しております。

森のサイクル普及啓発事業においては、令和3年度に本町を会場に北上・和賀地区植樹祭を予定しております、その経費を計上しております。

21ページをお開きください。3目造林事業費は、主に町有林整備事業として左草地区の間伐6.07ヘクタール、路網整備800メートル、間木野地区の造林2.5ヘクタール、湯川、下前地区

の下刈り5.32ヘクタール、このほかに測量などを計画しております。

歳入につきましては、事業実施に伴う県補助金などとなっております。また、担当としては企画課の歳入となりますが、令和3年度の森林環境譲与税は前年度と同額の1,400万円を計上しております。

以上、林業振興課の令和3年度予算の概要について説明いたしました。ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。
委員長 林業振興課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費の質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 今説明されました18ページの西和賀町の電気柵、鳥獣被害のためということだと思っておりますけれども、被害が年々拡大しております、いろいろ対策を取っている他市町村の例などを見ますと、ある程度エリアを決めてやったほうが効果があるというようなこともあるのですけれども、この100万円の予算の中では、被害があるからというところになのか、それともこれから減ることはなくて増えていくだろうと思うのですけれども、ある程度エリアを決めて年々この電柵を設置していくという考えなのかについてお聞きすると、あと21ページに沢内庁舎のまきストーブ移設のために66万円あるのですけれども、庁舎の改築のためだと思うのですけれども、一度移してどこかに行くということなのか、このまきストーブどこかに移すということだと思っておりますけれども、かなりの金額もあるのですけれども、どのような内容なのかをお聞きしたいと思います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

まず、電気牧柵の補助ですが、現在被害を受けている農林家の皆様から導入したいという申請があった場合に、その方について補助したいということで、エリアを決めて補助するという

形ではございません。まず、導入してみてもという形になるのかといったことを少しでも調査してみないことには分からないということで、被害を受けている方の申請により行おうということでございます。

次に、まきストーブにつきましてですが、現在老人福祉センターの2階の集会施設のところに設置してありますが、あそこが執務室になることによって、そのまままきストーブは置けませんので、今回の改修で会議室になる部分に移設したいという形になっております。ちょっと66万円と高額ですが、足場を組んでやらなければならないといったこともあって、まず撤去に20万円、設置に40万円という見積りが来ておまして、合計で66万円という形になっております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 抜粋明細書の20ページです。中段の森林所有者意向調査の業務ですけれども、これの目的と伺いますか、詳細をお聞きします。

それから、もう一つは、説明書の63ページ下段の森のサイクル普及啓発プロジェクトであります。これの植樹が予定されていると思うのですけれども、いつどの辺で何を植樹される予定なのかお聞きしたいと思います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 まず、意向調査についてでございますが、今回意向調査の対象は旧湯田町部分ということで考えております。今後民有林を整備していくに当たって、所有者の意向の調査は欠かせません。ただし、なかなか林業に興味を持つ方が少なくなってきておまして、例えば所有森林がどこか全く分からないといったような状況にもありますので、その世帯ごとにどこに森林があるかといった地図を作っていて、それを基に今後その所有者がどうしたいというような意向を尋ねるということで、その意向調査が終わった後に、全体的に民有林どういうふうに整備していくかということを進めるという

ことで、今回はその所有者に自分の森林がどこにあるかということも含めてもう一度確認していただくということで、森林への興味を持ってもらうということも一つ目的になっております。

次に、植樹祭についてでございますが、予算計上はさせていただきましたが、場所については現在二、三候補に上がっておりまして、まだはっきりと決められない状況でございますので、早急に協議して決めたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 森林所有意向調査は、これはそうすると各家々に回って調査するようになるのでしょうか、その方法をお聞きしたいと思いますし、植樹そのものがこの森のサイクルということの意味合いに合致するものかどうか分かりませんが、森のサイクルということをどの辺まで考慮されているのかお聞きします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 まず、意向調査ですが、1軒1軒回って歩くというのはちょっと難しいので、郵送という形になりまして、その後郵送していただいて、そこでいろいろなお話になるということで理解しております。森のサイクル啓発につきましては、まず森林環境譲与税をいただくということで、少しでも森林について理解していただける事業をこの中に盛り込むということで、植樹祭についてもそういったことを理解していただく事業であろうということで、森のサイクル普及啓発プロジェクトの中に組み込ませていただいたところでございます。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で林業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次のさわうち病院の審査に移るため、
2時35分まで休憩します。

午後 2時25分 休 憩

午後 2時35分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、西和賀さわうち病院の審査を行います。西和賀さわうち病院が所管する議案第37号令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の審査を行います。審査を行う前に、病院事務長から事業の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 こんにちは。これから病院事業会計の審査を行っていただきますが、その前に本日の出席者でございますが、本日は私のほかに赤石主任からも出席をさせていただきますが、業務の都合上ちょっと到着遅れております。私の説明の間に到着すると思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭、私から概要を説明させていただきます。令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算案についてご説明いたします。

なお、今議会初日の議案上程の際に、提案理由として対応を申し上げておりますので、ただいまはいわゆる3条予算の収益的収支と4条予算の資本的収支の概況について説明を申し上げます。

予算書の23ページをお開き願います。最初に、病院事業費用について要点を申し上げます。給与費ですが、5億5,608万2,000円を見込んでおります。この支弁対象者は、医科医師3名と歯科医師1名、看護師30名、その他の医療技術員17名、事務職員4名の計55名であります。

なお、医科医師の体制についてであります。令和2年10月から4人体制となっておりますが、新年度の体制につきましては予算編成時点でまだ確定しておりませんでしたので、本予算では3名分の予算計上としております。

また、令和2年度から新制度に移行した会計

年度任用職員に係る人件費は、5節の給料と10節の手当にそれぞれ22名分を計上しております。

24ページ、2目の材料費は、前年度より900万円余り減額となっておりますが、それぞれ今年度の実績を参考に積算して計上しております。

3目の経費は、前年度より1,728万円減の2億393万4,000円としておりますが、減額となった主な理由は令和2年度は地域包括ケア病床の導入のため、年間を通じて専門の業者によるコンサルティングをお願いする費用1,493万円を計上してございました。これは、導入年度のみ契約となっており、新年度は当該費用が丸々減額となっているものでございます。

28ページ、16節の出張診療費は、前年度より261万円余り減の6,000万円を計上しております。常勤医師の負担軽減や研修日の代診医師の確保、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、整形外科、神経内科、矯正歯科などの専門診療の実施、また夜間、休日に対応する日当直医師の確保等のため、所要の額を計上しているものでございます。

29ページ、4目減価償却費は、前年度より720万円余り少ない1億921万4,000円を計上しております。

5目長期前払消費税償却につきましては、資本収支における消費税の一括償却による経営圧迫を回避するため、地方公営企業法施行規則で認められている償却でありまして、新年度は2,128万2,000円を見込むものでございます。これら医業費用のほかに、企業債利息などの医業外費用221万4,000円、特別損失、予備費を含めた病院事業費用の総額を9億8,565万1,000円に計画するものであります。

次に、20ページにお戻りください。病院事業収益についてご説明いたします。医業収益のうち入院収益につきましては、前年度を3,090万円余り上回る3億3,948万7,000円としております。これは、前年度につきましても地域包括ケ

ア病床の導入による増収を見込んでおりましたが、先般北村嗣雄議員の一般質問に対する答弁でも申し上げているとおり、入院患者1人1日当たりの入院料収入、いわゆる病床単価であります。これが予想を上回る伸びとなっており、令和2年度前半までの実績を基に目標とする病床稼働率を掛け合わせて算出した額となっております。患者数につきましては、入院は病床稼働率の目標を70%に設定することで、年間延べ1万220人、外来は前年度の実績を参考にして医科外来が2万1,525人、歯科外来が6,453人としております。

3目その他医業収益では、他会計負担金として繰入れ基準に基づく救急医療の確保に要する経費と保健衛生行政に要する経費の合計で3,919万円を予定しております。

21ページ、医業外収益の2目他会計補助金につきましても同様に繰入れ基準に基づくもので、僻地医療の確保に要する経費や不採算地区病院の運営に要する経費などで前年度より4,260万円少ない1億7,259万8,000円を見込みますが、一般会計からの補助金を大きく減らすことができた最大の要因は、やはり地域包括ケア病床の導入という病院独自の経営努力によるものであります。

4目長期前受金戻入につきましては、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の償却分を収益として計上するもので、7,766万3,000円を見込むものでございます。

これらの病院事業収益の総額は9億1,475万8,000円で、収支差引き7,089万3,000円の欠損金を見込んだ予算となりますが、現金支出を伴わない退職給付引当金、減価償却費、長期前払消費税償却、資産減耗費などで1億4,800万円余りを計上していることなどから、現金が不足するという事態に陥る心配はございません。

続いて、資金的収入及び支出予算ですが、9ページをお開きください。支出計画から申し上げます。建設改良費における設備費に歯科ユニ

ットと公用車の整備で708万6,000円を予定しております。

2項は企業債償還金のうち元金分4,627万2,000円を計上し、資金的支出の合計は5,480万2,000円となります。

8ページを御覧ください。資金的支出の財源について申し上げます。企業債400万円、他会計出資金453万円、他会計負担金4,627万2,000円で、収入の合計も5,480万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上は、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

これより議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 最初の段階の説明のときに、事務長も今年度はコロナワクチン接種業務がなかなか大変な業務になるだろうというお話でしたけれども、事業主体というかは健康福祉課でしょうけれども、現場ということできわうち病院が活用される場面が多くあると思われ。通常業務をやりながら接種した際、やはり副反応などを考えると医師、看護婦が立ち会うということは当然のことだと思いますけれども、通常業務を抱えながら、いかに接種事業に対して取り組んでいけるかについて伺います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 コロナのワクチン接種に関してでございますが、実は午前中の健康福祉課の予算審査でも質疑応答がございましたが、今医療従事者のワクチン接種が先行して行われることになってはいるのですが、そちらのそのワクチンの供給日程とか、それから供給量とか、今県内では第1弾の、コロナ入院患者を受け入れている医療機関、例えば県立中央病院ですとか、あるいは岩手医大だとか、同じ圏域でいきますと県

立中部病院とか、北上済生会病院とか、そういったところは第1弾として既にワクチン接種がもう始まっております。当院は、第2弾のワクチン供給を受ける予定になってはおりますけれども、その第2弾のワクチンがいつ頃入ってくるか、どの程度入ってくるかという予定が全く示されておられません。

一方で、午前中の健康福祉課の際も、高齢者のワクチン接種のほうは少しスケジュールが見えてきている部分がございます、本来先行するはずの医療従事者のほうがちょっと今遅れぎみになっているという、そういう事態に陥っております、まだ全然現場サイドとしてはとにかくそのワクチンのスケジュールが、予定が全く分からない状態で、何とも対応のしようがないということになっております。

集団接種、高齢者もそうですけれども、病院の1日休日を利用して、診療がない休みの日を利用して1日何百人単位での接種を行う集団接種のやり方を、当初健康福祉課のほうとはそういう想定で考えておりましたが、どうやらワクチンが少しずつしか当面供給されないと、そのような様子なので、その集団接種はちょっとできないのではないかと今考えております。個別接種とって、休みの日ではなくて平日、委員おっしゃったように、通常の診療が大体午前中で終わりますので、午後の時間を使って1日何十人かずつ、二、三十人かずつ個別に接種していくしかないのかなということも今考えているところであります。そうなりますと、すごく時間がかかるということで、そういう意味で新年度はもうずっと年度通してワクチン接種に終始せざるを得ないのかなということも想定をしているところであります。

いずれにいたしましても、そのワクチンの供給スケジュールが今の段階では全く示されていないということで、非常に現場も困惑している状況でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りします。

以上で議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日の日程を終了いたします。

なお、15日は議案思考のため休会となります。次回は16日午前9時半より学務課から順に生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時51分 散 会